

利用証更新についてのお知らせ

※利用証には、有効期限があります

パーキングパーミット制度の利用証をお持ちの方は、利用証に表示されている有効期限を御確認ください。

有効期限を経過した利用証は使用できませんので、有効期限が経過する前に、更新申請を行ってください。



この部分を確認してください

1. 申請窓口

○原則として、現在お持ちの利用証を交付された窓口へ申請してください。

(引越等により窓口が遠方になってしまう場合は、最寄りの窓口でも受付できます)

※交付番号(利用証右下にある「No.」から始まる番号)のアルファベットごとの交付窓口一覧

例) 「No. A9999」 → ハートピアかごしまが窓口

A	ハートピアかごしま	F	大隅地域振興局	K	喜界事務所
B	鹿児島地域振興局	G	熊毛支庁	L	徳之島事務所
C	南薩地域振興局	H	屋久島事務所	M	沖永良部事務所
D	北薩地域振興局	I	大島支庁	N	沖永良部事務所(与論町駐在)
E	始良・伊佐地域振興局	J	瀬戸内事務所	P	県庁障害福祉課

2. 申請方法

○郵送での申請

※交付申請書は上記申請窓口で配布、又は県のホームページからダウンロードできます。

封筒に交付申請書、障害状況の確認ができる書類(身体障害者手帳等)の写し、82円切手を同封の上、上記申請窓口まで郵送してください。

※紛失・汚損等により新たな利用証の交付が必要な方は、140円切手を同封してください

○窓口での申請

利用証、交付申請書、障害状況の確認ができる書類(身体障害者手帳等)、印鑑をお持ちの上、上記申請窓口にお越しください。

※窓口は混雑することがあり、お待ちいただくか、場合によっては、後日更新時にお渡しする書類等を郵送させていただくこともございますので、あらかじめ御了承ください。

3. 受付時期・時間

○更新申請受付時期・・・有効期限月の2か月前～

○窓口受付時間・・・平日 13:00～16:00 (祝・祭日除く)

4. 注意事項

○更新は赤色と緑色の利用証が対象です(オレンジ色は更新できません。)

○利用証をお持ちの方で、更新の必要がない方(今後利用証を使用する予定のない方)は、当初交付窓口へ御返却いただきますようお願いいたします。

詳しくは県のホームページを御覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁障害福祉課地域生活支援係

電話:099(286)2746 FAX:099(286)5558